

令和6年度 向日市交通対策協議会 名簿

令和6年5月24日現在

委員

役職	公職・団体名称	氏名
会長	市長	安田 守
副会長	副市長	鈴木 英之
副会長	副市長	中地 則元
	教育長	山本 真也
	京都府 文化生活部 安心・安全まちづくり推進課長	米山 記央
	京都府乙訓土木事務所長	壺井 康之
	京都市向日町警察署長	田村 博之
	向日市区長会会长	岡崎 雄至
	向日市PTA連絡協議会理事	関谷 菜美子
	NPO法人子育て支援ねこばす代表	松田 美佳
	向日市老人クラブ連合会副会長	橋本 正治
	向日市農家組合長会会长	橋本 正
	向日市校長会会长	中西 昌史
	向日市商工会会長	高橋 信吾
	向日市工業会会长	稻本 收一
	向日市商店会会长	築山 剛
	向日市社会福祉協議会会长	清水 陽一
	向日市民生児童委員連絡協議会会长	清水 陽一
	乙訓交通安全協会監事	天野 俊宏
	乙訓地域交通安全活動推進委員協議会 向日市代表	東田 龍男
	乙訓私立幼稚園協会会长	宮地 健一
	向日市総務部長	林 千香
	向日市市民サービス部長	柴田 晶子

推進委員

公職・団体名称	氏名
向日市区長会事務局	村西 政哉
向日市PTA連絡協議会	小澤 宏光
NPO法人子育て支援ねこばす	森 久美
向日市老人クラブ連合会	松村 幸雄
向日市農家組合長会	上田 貢
向日市立校長会	田邊 忠和
向日市商工会	中川 黙
向日市工業会	木村 太志
向日市商店会	小森 健護
向日市社会福祉協議会	糸 圭介
向日市民生児童委員連絡協議会	岡本 守貢
京都府向日町警察署	中西 祥之
乙訓地域交通安全活動推進委員 協議会	木ノ山 洋子
乙訓私立幼稚園協会	高橋 佳寛
向日市市民サービス部 子育て支援課長	大野 正美
向日市立保育所長会	南谷 好江
向日市都市整備部主席課長 (兼)道路整備課長	今井 啓太
向日市教育教育部学校教育課長 (兼)学校給食センター所長	紺野 信介

※

※注釈: 区長会会长の改選が5月24日のため名簿作成日を合わせています。

令和5年度

向日市交通対策協議会活動報告

(*) : 乙訓二市一町、向日町警察署等との共催事業

第1 活動実績

○ 向日市交通対策協議会の書面会議（9月4日）

内 容 : 令和4年度活動報告について（報告）
令和5年度活動計画（案）について（承認）

1 年間を通じて実施する運動

○ 子供の交通事故をなくそう府民運動 <年間>

目的

この運動は、子供に交通ルール遵守の大切さを学ばせ、交通マナーの実践を習慣付けるとともに、運転者には子供を思いやる運転意識の定着を図るもので

また、地域住民による子供の保護誘導活動を促進するものです。

(1) 幼児交通安全教室（セーフティクラブ）の開催 (*)

日 時 : 6月9日（金）、6月14日（水）、6月19日（月）、6月21日（水）、6月27日（火）、6月30日（金）、7月6日（木）、9月5日（火）、9月15日（金）、9月27日（水）、10月24日（火）、11月2日（木）、12月4日（月）、12月5日（火）、12月6日（水）

場 所 : 向日市立第1保育所、レイモンド向日保育園、あひるが丘こども園、向日市立第5保育所、アスク向日保育園、まこと幼稚園、向陽幼稚園、もずめこども園、ニチイキッズ洛西口保育園、華月つばき保育園、さくらキッズ保育園、かおりのはなほいくえん、向日市立第6保育所、成安幼稚園

内 容 : 幼児（年少・年中・年長）を対象に、交通安全サンバ～とどけ！手のひらあいづ～（体操）、紙芝居を活用した「合図（あいづ）」及び5つのおやくそく（横断歩道を渡る、止まる、見る、合図する、待つ）並びに正しい横断方法（合図横断）について、参加・体験型の交通安全教室を開催した。

従事者数 : 119人（延べ）

参加者数 : 674人（延べ）



(2) ファミリーサポートセンター援助会員に対する交通安全教室の開催 (*)

日 時 : 7月5日（水）9：30～11：00

場 所 : 向日市ファミリーサポートセンター

内 容 : 「子育て養成講座」の一環として、ファミリーサポートセンター援助会員を対象に、京都府内及び向日市内の交通事故発生状況と特徴、DVD教養（道路に潜む危険）、横断歩道における合図横断方法等の交通安全教室を開催した。

従事者数 : 6人

参加者数 : 7人



(3) 就学前児童交通安全教室の開催(*)

日 時 : 2月8日（木）、2月13日（火）、2月19日（月）、2月
22日（木）、2月27日（火）、3月1日（金）、3月7日（木）、
3月11日（月）

場 所 : アスク向日保育園、もずめこども園、あひるが丘こども園、向日市立第1保育所、向日市立第5保育所、レイモンド向日保育園、まこと幼稚園、向日市立第6保育所

内 容 : 就学前児童（年長児）を対象に、道路の歩き方や横断方法について復習させるとともに、正しい道路の歩き方や道路の横断方法（合図横断）について、参加・体験・実践型の交通安全教室を開催した。

従事者数 : 61人（延べ）

参加者数 : 254人（延べ）



(4) 子供見守り活動の実施

日 時 : 4月10日（月）・8月28日（月）・1月9日（火）

7:40～8:30

場 所 : 市立6小学校の通学路における危険箇所

内 容 : 各学期の始業日において、登校中の小学生児童に対して、朝の声掛けを行うなど、「子供見守り活動」を実施した。

従事者数 : 33人（延べ）



(5) 交通安全教室及び自転車免許教室の開催（＊）

ア 交通安全教室

① 日 時 : 4月21日（金）9:30～11:30

場 所 : 第2向陽小学校

内 容 : 1・2年生を対象に、歩行者・車両等の通行区分、道路の歩き方、道路の横断方法（5つのおやくそく）等を重点とした参加・体験型の交通安全教室を開催した。

従事者数 : 19人

参加者数 : 189人

② 日 時 : 4月25日（火）10:430～11:20

場 所 : 洛南小学校

内 容 : 1年生を対象に、歩行者・車両等の通行区分、道路の歩き方、道路の横断方法（5つのおやくそく）等を重点とした参加・体験型の交通安全教室を開催した。

従事者数 : 12人

参加者数 : 90人

③ 日 時 : 6月7日(水) 9:45~10:25

場 所 : 第6向陽小学校

内 容 : 1・2年生を対象に、歩行者・車両等の通行区分、道路の歩き方、道路の横断方法（5つのおやくそく）等を重点とした参加・体験型の交通安全教室を開催した。

従事者数 : 7人

参加者数 : 116人

④ 日 時 : 6月8日(木) 9:45~10:25

場 所 : 向陽小学校

内 容 : 1・2年生を対象に、歩行者・車両等の通行区分、道路の歩き方、道路の横断方法（5つのおやくそく）等を重点とした参加・体験型の交通安全教室を開催した。

従事者数 : 10人

参加者数 : 196人



イ 自転車免許教室

① 日 時 : 4月28日(金) 9:40~11:30

場 所 : 第5向陽小学校

内 容 : 4年生を対象に、自転車の正しい利用方法が身に付くよう、自転車免許教室を開催するとともに、自転車運転免許証を交付した。

従事者数 : 25人

参加者数 : 94人

② 日 時 : 11月7日(火) 9:30~11:15

場 所 : 第2向陽小学校

内 容 : 4年生を対象に、自転車の正しい利用方法が身に付くよう、自転車免許教室を開催するとともに、自転車運転免許証を交付

した。

従事者数 : 21人

参加者数 : 73人



○ 高齢者の交通事故をなくそう府民運動 <年間>

目的

この運動は、高齢者に交通ルールの遵守と交通マナーの実践を習慣付けるとともに、運転者には高齢者を思いやる運転意識の定着を図るもので。また、高齢運転者に運転適性に応じた安全運転の心掛けを促すものです。

(1) 「府下一斉高齢運転者交通事故防止」街頭啓発活動の実施 (*)

日 時 : 11月30日（木）16：00～16：20

場 所 : 「マツモト向日店」前

内 容 : 高齢者交通事故防止モデル店舗に指定されている「マツモト向日店」駐車場内において、来店客（高齢運転者）を重点対象に、啓発チラシ・物品を配布して、交通事故防止に関する啓発活動を実施した。

従事者数 : 8人

配布者数 : 50人



(2) 「高齢者の交通事故防止推進日」における街頭啓発活動の実施 (*)

日 時 : 12月15日（金）14：50～15：20

場 所 : 「マツモト向日店」前

内 容 : 高齢者交通事故防止モデル店舗に指定されている「マツモト向日店」駐車場内において、来店客（高齢者）を対象に、啓発チラシ・物品を

配布して、交通事故防止に関する啓発活動を実施した。

従事者数 : 6人

配布者数 : 160人



○ 歩行者の交通事故をなくそう府民運動 <年間>

目的

この運動は、横断歩道は歩行者優先であり、運転者には横断歩道がないことが明らかな場合を除き、横断歩道手前で停止できるような速度で進行する義務や停止義務といった交通ルールの確実な遵守を習慣付けるとともに、歩行者には道路を渡るときは横断歩道を利用する。また、信号機のない横断歩道を横断するときは、「合図横断」を心掛けるなど、交通マナーの実践を図るもので

(1) 「横断歩行者の交通事故防止一斉啓発日」における啓発活動の実施 (*)

① 日 時 : 5月1日（月）14：30～14：50

場 所 : 「向日町ショップセンター」前及び「上川原交差点」（府道西京高槻線）

内 容 : 車両運転者、自転車利用者及び歩行者を対象に、交通安全啓発用ハンドプレートの活用並びに啓発チラシ・物品を配布して、啓発活動を実施した。

従事者数 : 16人

配布者数 : 50人

② 日 時 : 10月2日（月）14：50～15：10

場 所 : 「向日町ショップセンター」前及び「上川原交差点」（府道西京高槻線）

内 容 : 車両運転者、自転車利用者及び歩行者を対象に、交通安全啓発用ハンドプレートの活用並びに啓発チラシ・物品を配布して、啓発活動を実施した。

従事者数 : 9人

配布者数 : 60人

③ 日 時 : 3月1日（金）14：10～14：30
 場 所 : 「向日町ショップセンター」前（府道西京高槻線）
 内 容 : 買い物客を対象に、啓発チラシ・物品を配布して、啓発活動を実施した。
 従事者数 : 8人
 配布者数 : 80人



○ 自転車の安全利用推進府民運動 <年間>

目的

「京都府自転車の安全な利用の促進に関する条例」に基づき、自転車の正しい乗り方と歩行者の立場に立った思いやりのある運転を普及・促進することにより、自転車の危険又は迷惑な運転による交通事故防止を図るもので

(1) 「自転車安全利用推進日（毎月第4週の金曜日）」における啓発活動 (*)

日 時 : 4月28日（金）、6月29日（木）、8月28日（月）、12月22日（金）、1月25日（木）、2月26日（月）

場 所 : 「マツモト向日店」前、「向日町ショッップセンター」前、「上川原交差点」

内 容 : 自転車利用者を対象に、交通安全啓発用ハンドプレート等の活用並びに啓発チラシ・物品を配布して、自転車の安全利用推進に向けた指導・啓発活動を実施した。

従事者数 : 52人（延べ）

配布者数 : 440人



(2) 「自転車の安全利用一斉啓発日」における街頭啓発活動 (府道中山稲荷線対策) (*)

日 時 : 5月17日 (水) 15:50~16:40

場 所 : 物集女町中海道「中海道交差点」付近及び京都市西京区大枝東長町
・北福西町2丁目付近 (府道中山稲荷線)

内 容 : 「自転車安全利用推進月間」の活動の一環として、かねてから地域住民等から指導・取締りの要望等が強い、自転車利用者 (高校生重点対象) に対して、隣接の西京警察署等関係機関・団体等との協同で、交通安全啓発用ハンドプレート等を活用した指導・啓発活動を実施した。

従事者数 : 27人



(3) 「前田地下道」における自転車利用者に対する指導・啓発活動 (*)

日 時 : 5月25日 (木) ・ 10月25日 (水) 7:30~8:15

場 所 : 「前田地下道」東西出入口周辺 (府道伏見向日線)

内 容 : 通学途上の小学生に対する交通安全の「見守り活動」と、「前田地下道」の歩道を走行しようとする自転車利用者に対して、交通安全啓発用ハンドプレート等を活用して、下車して通行するよう指導とともに、啓発チラシ・物品を配布して啓発活動を実施した。

従事者数 : 49人 (延べ)

配布者数 : 50人 (10月の活動のみ)



(4) 向陽高校生に対する自転車安全運転教室の開催（＊）

日 時 : 4月13日（木）13：25～15：15

場 所 : 京都府立向陽高等学校グランドほか

内 容 : 1年生を対象に、自転車の安全利用に関する講義並びに自転車の正しい乗り方や自転車の交通ルール・マナーの遵守について、参加・体験型の自転車安全教室を開催した。

従事者数 : 11人

参加者数 : 200人



(5) 自転車通学の向陽高校生に対する指導・啓発活動（＊）

日 時 : 10月12日（木）8：00～8：30

場 所 : 「上植野・菱川」付近

内 容 : 自転車通学の向陽高校生を重点対象に、同校の教諭と協同で交通安全啓発用ハンドプレート等を活用して、指導・啓発活動を実施した。

従事者数 : 5人



(6) 「阪急電鉄 洛西口駅」周辺自転車マナーアップ街頭啓発活動（＊）

日 時 : 12月1日（金）7：30～8：20

場 所 : 阪急電鉄京都線「洛西口駅」周辺

内 容 : 西京警察署・向日町警察署及び自転車ヘルメット着用促進宣言事業所である京都市西京区役所・陸上自衛隊桂駐屯地並びに本市との協同により、自転車利用の通勤・通学者を重点対象に、交通安全啓発用ハンドプレートや啓発チラシ・物品を配布して、啓発活動を実施した。

従事者数 : 17人

配布者数 : 80人



(7) 京都市域（洛西地域）の高校生に対する「自転車安全利用推進啓発チラシ」の配布
(*)

日 時： 令和6年3月25日（月）

配 布 先： 京都府立洛西高等学校、私立京都成章高等学校、私立京都明徳高等学校

内 容： かねてから地域住民等から指導・取締りの要望等が強い、向日市物集女町長野・中海道地域における府道中山稲荷線を東進する自転車利用者のスピードの出し過ぎによる危険な運転行為について、同府道を自転車通学に利用している京都市域（洛西地域）の公私立の高等学校に対して、令和6年度新学期において、全校生徒に対する「自転車安全利用推進」に係る啓発チラシの配布を依頼した。

配 布 数： 3, 290枚

2 期間を定めて実施する運動

○ 春の全国交通安全運動 <5月11日～5月20日>

運動スローガン 『 さわやかに 笑顔で合図 ゆずり合い 』

運動重点

- こどもを始めとする歩行者の安全の確保
- 横断歩行者事故等の防止と安全運転意識の向上
- 自転車のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

(1) 令和5年春の全国交通安全運動スタート式「交通事故ゼロ！乙訓から広がれ交通安全の輪」の開催(*)

日 時： 5月11日（木）10:00～11:30

場 所： 長岡京市立中央公民館3階市民ホール及び同公民館駐車場内

内 容： 長岡京副市長及び向日町警察署長の挨拶、参加団体の紹介、新田保育所の幼児、やすらぎ長岡京の高齢者及び阪急バス運転手による「交通安全宣言」並びに京都府警察音楽隊・カラーガード隊によるミニコンサートのほか、京都府警察平安騎馬隊との協同で、新田保育所の幼児に対する「合図横断交通教室」を開催した。

参加人数： 166人



(2) 「令和5年春の全国交通安全運動」街頭啓発活動(*)

日 時 : 5月15日（月）10:30～11:00

場 所 : 「マツモト向日店」前及び「コーナンPRO国道171号向日町店」
前周辺

内 容 : 買い物客及び通行人に対して、啓発チラシ・反射材を配布して、
啓発活動を実施した。

従事者数 : 27人

配布者数 : 250人



○ 夏の交通事故防止府民運動 <7月21日～7月30日>

運動スローガン 『 涼やかに お先にどうぞ 京の夏 』

運動重点

- こどもや高齢者を始めとする歩行者の安全の確保
- 横断歩道における歩行者優先等安全運転意識の向上
- 自転車のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底
- 飲酒運転の根絶

(1) 「令和5年夏の交通事故防止府民運動」街頭啓発活動（＊）

日 時 : 7月21日（金）10:30～11:00

場 所 : 「マツモト向日店」前及び「コーナンPRO国道171号向日町店」前周辺

内 容 : 買い物客及び通行人に対し、啓発チラシ・反射材を配布して、啓発活動を実施した。

従事者数 : 25人

配布者数 : 239人



○ 秋の全国交通安全運動 <9月21日～9月30日>

運動スローガン 『 京のみち 深まる秋と 思いやり 』

運動重点

- こどもと高齢者を始めとする歩行者の安全の確保
- 夕暮れ時と夜間の交通事故防止及び飲酒運転等の根絶
- 自転車等のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

(1) 令和5年秋の全国交通安全運動スタート式「交通事故ゼロ！乙訓から広がれ交通安全の輪」の開催（＊）

日 時 : 9月20日（水）10：00～11：45

場 所 : 永守重信市民会館1階市民ホール及び京都向日町競輪場自転車広場

内 容 : 向日市長及び向日町警察署長の挨拶、参加団体の紹介、向日市立第1保育所の幼児と「ポリスマロン」、「たけのこりん」による「交通安全宣言」並びに京都府警察音楽隊・カラーガード隊によるミニコンサートのほか、向日市立第1保育所の幼児を対象に、プロロードレーサーによる「自転車ヘルメット着用交通安全教室」、「合図横断」の参加・体験型交通安全教室並びに京都府警察平安騎馬隊との「乗馬ふれあい体験会」を開催した。

参加人数 : 250人

配布者数 : 150人





(2) 「令和5年秋の全国交通安全運動」街頭啓発活動（＊）

日 時 : 9月22日（金）8：15～8：45
 場 所 : 「阪急電鉄京都線東向日駅」前周辺
 内 容 : 通勤・通学者等に対して、啓発チラシ・物品を配布して、啓発活動を実施した。
 従事者数 : 28人
 配布者数 : 223人



(3) 「交通事故死ゼロを目指す日」街頭啓発活動等（＊）

日 時 : 9月29日（金）16：00～16：20
 場 所 : 「マツモト向日店」前
 内 容 : 「交通事故死ゼロを目指す日」の横断幕を掲出して、車両運転者等に対する啓発を行うとともに、買い物客等に対して、啓発チラシ・物品を配布して啓発活動を実施した。

従事者数 : 12人
配布者数 : 150人



○ 年末の交通事故防止府民運動 <12月1日～12月10日>

運動スローガン 『 年の瀬や 急がば回れ 京の道 』

運動重点

- 夕暮れ時における子どもや高齢者を始めとする歩行者の交通事故防止
- 自転車等のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底
- 飲酒運転の根絶

(1) 「令和5年年末の交通事故防止府民運動」街頭啓発活動 (*)

日 時 : 12月5日 (火) 10:30～11:00

場 所 : 「マツモト向日店」前及び「コーナンPRO国道171号向日町店」前

内 容 : 買い物客、通行人に対して、啓発チラシ・物品を配布して、啓発活動を実施した。

従事者数 : 20人

配布者数 : 234人



○ 広報活動

(1) 交通ルールの遵守、各種交通安全運動の実施等を呼びかける記事を掲載

- 広報むこう (交通安全の心得帳)

12回 (令和5年4月号から令和6年3月号までの各号)

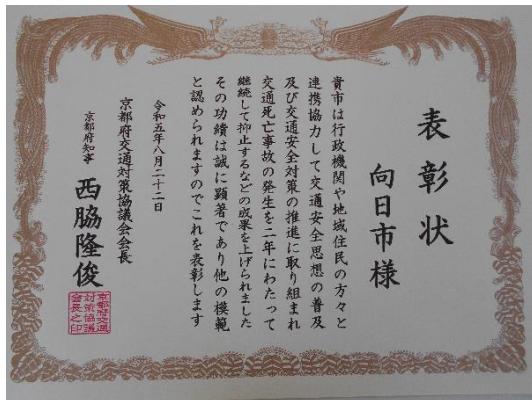
4 その他

○ 京都府交通対策協議会交通安全功労等表彰の受賞

令和5年8月22日（火）、京都府公館レセプションホールにおいて、本市は、年間の交通事故死者数が2年連続して前年を下回っており、交通事故抑止に顕著な功績があったことから、京都府交通対策協議会会长の京都府知事から、中地向日副市長が市区町村表彰を受けました。

向日市の交通事故死者数

令 和	2年	3年	4年
人 数	3人	0人	0人



○ 交通安全啓発看板の設置

寺戸町七ノ坪、森本町山開ほか6地域、4種類、19枚を設置



○ 迷惑駐車・放置自転車等対策（道路整備課）

自転車等の放置対策のため、定期的に市内を巡回した。

放置禁止区域（阪急東向日駅周辺、阪急西向日駅周辺、JR向日町駅周辺、阪急洛西口駅周辺）に放置された自転車を撤去（年間12回）

撤去自転車

64台

撤去バイク

0台

合 計

64台 (参考：令和4年度44台、令和3年度59台)

○ 府民協働型インフラ保全事業要望（向日市内抜粋）

【採択事業】

場所	要望概要
寺戸町 (西京高槻線)	路面排水改良、クッションドラム等更新
寺戸町 (伏見向日線)	区画線再設置
寺戸町 (上久世石見上里線)	水路蓋改良
寺戸町 (向日町停車場線)	歩道舗装、ポストコーン設置等
森本町 (伏見向日線)	エアー遮断機設置、グレーチング設置等、側溝設置
向日町 (西京高槻線)	道路照明設置、路面標示設置
鶴冠井町 (志水西向日停車場線)	路面標示
上植野町 (西京高槻線)	路面標示
上植野町 (志水西向日停車場線)	区画線
物集女町 (西京高槻線)	舗装修繕

【不採択事業】

場所	要望内容
物集女町 (中山稻荷線)	青い矢羽根設置
森本町 (伏見向日線)	自転車レーン（青い矢羽根）設置
鶴冠井町 (志水西向日停車場線)	送迎車のスペース確保・設置

○ 運転免許証自主返納支援事業

高齢者や疾患を抱えるドライバーによる運転免許証の自主返納を奨励することにより、交通事故の発生を防止するため、運転免許証を返納した方に対して、公共交通利用券を支援する事業を、令和元年10月1日から開始している。

実績 令和5年度 申請者数 144人

第2 総括

本市の活動の重点として、①子供の交通事故防止対策の推進、②高齢者の交通事故防止対策の推進、③歩行者の交通事故防止対策の推進、④自転車の安全利用の推進の4つを掲げ、警察、関係機関・団体等と連携を図りながら、交通安全活動及び交通環境の改善に取り組みました。

本市の交通事故件数及び社会情勢に目を向けてみると、令和5年の向日市内における交通事故の発生件数は116件であり、昨年の69件から増加に転じております。

増加の要因としましては、令和5年5月8日に、新型コロナウィルス感染症が5類感染症に移行したことにより、社会経済活動等が活発となり、人や車の流れが増加したものによると考えられ、コロナ過前であります、令和元年の119件に近い数値となっています。

また、令和5年5月17日に自転車の罰則を定める道路交通法改正が可決（2年以内に施行）され、自転車マナーに対する意識の向上が多くの市民の皆様から求められているところであります。

のことから、これまで取り組んで参りました、「子供の交通事故防止」「高齢者の交通事故防止」「歩行者の交通事故防止」「自転車の安全利用」について、引き続き、粘り強く関係機関と連携を図り交通安全施策を実施していく必要があります。

結びに交通事故防止のため、人優先の交通安全思想に基づく交通事故のない社会を目指し、自動車やバイクの運転者、自転車の利用者、そして歩行者自身も、それぞれ相手の立場を「思いやる心」を広めていくための運動を展開していきます。

(書面表決の回答書に記載された意見)
「令和5年度向日市交通対策協議会」委員からの意見と関係機関からの回答

資料2－2

	意見	意見詳細	意見への回答
意見1	自転車歩道走行の抑止対策として、全ての向日市内の附道・市道（道路幅6m以上）に自転車レーンを設置してはどうか。	自転車歩道走行の抑止対策として、全ての向日市内の附道・市道（道路幅6m以上）に自転車レーンを設置してはどうか。	<p>【向日市 道路整備課】 本市では、安全で快適な自転車利用環境創出のため、道路整備が車道内で混在することを注意喚起する矢羽根型路面表示のほか、自転車用通行帯の整備や、自動車に自転車が車道内にいるところです。市道の設置を進めているところです。については、地域の実情を踏まえ、地元や関係機関と連携し、歩道のある市道に設置するについて検討していきます。</p> <p>【京都府 乙訓土木事務所】 向日市内の附道において、自転車レーンを設置する場合、現状の道路や歩道内に専用レーンを設置する余裕幅がない、新たに用地を取得していく必要があるが、市街地であり、地価が高いことに加え、家屋の移動が必要となることでも多く、費用（予算）面等から膨大な日時を要し現実的ではない。</p> <p>一方で、簡易な自転車説導表示として、車道の左端に矢羽根と自転車マークの路面表示を行うことは可能であるが、現在こうを行う場合、「前提として各市町村において「自転車活用推進計画」を策定し、可能な推進をしてもらう必要があります。</p> <p>なお、近隣では長岡京市において策定済みであり、計画的に路面表示を進めている。</p>
意見1	自転車の並走について	児童・生徒が話しながら自転車を並走する姿をよく見かけ危険である。事故防止のために指導強化が必要であると思う。	<p>【向日町警察署】 当署による自転車利用者に対する指導取り締まりのほか、運動・通学時間帯を中心とした関係機関・団体との協働による街頭啓発活動を実施しており、今後も継続して実施していくこととします。</p>
意見1	自転車の並走について	事故発生件数・負傷者の減少は大きな成果である。 どのような事が減少に寄与しているか知りたい。	<p>【向日町警察署】 当署、行政及び交通安全ボランティア等をはじめとした関係機関・団体との協働による街頭啓発活動や向日町警察が交通事故分析結果に基づいた指導取り締まりを実施していることとします。 口煙において人と車の流れが制限され聞いて人といえ、今後も街頭啓発活動や指導取り締まりを継続して実施していくこととします。</p>
意見1	令和元年以降の事故発生件数・負傷者の減少について	未就学児の自転車同乗が増加しており、事故に巻き込まれると大変危険である。安心して自転車が通行できるよう、自転車レーンの設置、自転車レーン内の駐停車両の取り締まりなど、自転車の保護対策が必要であると思う。	<p>【向日町警察署】 ヘルメット着用による頭部保護の重要性による自転車安全利用五則」を基本とした自転車用ルール等をはじめとした関係機関・団体との協働による街頭啓発活動を実施しており、今後も継続して実施していくこととします。</p> <p>【向日市 道路整備課】 自転車レーンについては前述のとおり、安全な自転車ネットワークのため、設置について検討しています。</p>
意見2	カーブミラーの設置について	朝堂院公園南西付近のミラーについて、南側から車で北進すると全く見えない。中学校、幼稚園、保育園があるため、安全対策の徹底をお願いしたい。	<p>【向日市 道路整備課】 カーブミラーの設置位置を電柱に供架するとともに車両や歩行者の通行に対する注意喚起看板を設置することとします。</p>

令和6年度

向日市交通対策協議会活動計画（案）

1 基本方針

交通事故のない安全で円滑・快適な交通社会を実現することにより、全ての市民の皆様が安心して日々の生活を送ることができるよう、一人ひとりが交通社会における責務を自覚した上で、交通安全意識を持って行動する社会気運を高めるとともに、行政、警察、関係機関・団体及び市民が一体となって地域の情勢等に応じた交通安全対策を計画的かつ積極的に推進する。

特に、人優先の交通安全思想に基づく交通事故のない社会を目指し、自動車やバイクの運転者、自転車の利用者、そして歩行者が、それぞれ相手の立場を「思いやる心」を広めていくための運動を展開する。

また、交通事故に関しては、引き続き事故そのものを減少させることを目指すとともに、交通事故死者数をゼロにすることを究極の目標として、以下の「活動の重点」に沿った取組を行う。

2 活動の重点

- ① 子どもの交通事故防止対策の推進
- ② 高齢者の交通事故防止対策の推進
- ③ 歩行者の交通事故防止対策の推進
- ④ 自転車の交通事故防止対策の推進

3 活動計画

○ 向日市交通対策協議会

※ 書面協議で実施

実施時期 : 令和6年6月中旬

協議内容 : 令和5年度活動報告について

令和6年度活動計画（案）について

○ 交通安全対策の推進

日時	実施事業	場所	内容	期間
4月	1日 (月) 「横断歩行者の交通事故防止一斉啓発日」街頭啓発活動	向日町ショッピングセンター前	買い物客等を対象に、啓発チラシ、物品を配布して啓発活動を実施	春の全国交通安全運動
	5日 (金) 「春の全国交通安全運動」スタート式	イオンモール京都桂川竹の広場	・交通安全宣言 (新小学1年生、寺戸中学校バスケット部、新社会人) ・交通安全シュート (京都ハンナリーズコーチ、寺戸中学校バスケット部、) ・演奏(寺戸中学校吹奏楽部) ・交通安全街頭啓発	
	8日 (月) 「子どもの交通事故防止推進日」こども見守り活動	各小学校の通学路及び危険箇所	通学時間帯において、通学児童に対する「声かけ」等、「子どもの見守り」活動を実施	
	9日 (火) 「交通事故死ゼロを目指す日」街頭啓発活動	マツモト向日店	買い物客に対して、啓発チラシ・物品を配布して、交通事故防止について啓発活動を実施	
5月	9日 (木) 小学校交通安全教室	洛南高校附属小学校	1年生を対象に、歩行者、車両等の通行区分、道路の歩き方、道路の横断方法等を重点とした参加・体験型交通安全教室を開催	自転車安全利用推進月間
	16日 (木) 幼児交通安全教室	かおりのはな保育園	年長児を対象に、交通安全パネルシアターを活用するなど、正しい道路の歩き方や横断方法について、参加・体験型交通安全教室を開催	
	24日 (金) 「前田地下道」自転車安全利用推進街頭啓発活動	森本町「前田地下道」東西出入口付近周辺	自転車利用者を対象に、ハンドブレード等を活用して、指導・啓発活動を行うとともに、登校児童に対する見守り活動を実施	
	29日 (水) 幼児交通安全教室	アスク向日保育園	年長児を対象に、交通安全パネルシアターを活用するなど、正しい道路の歩き方や横断方法について、参加・体験型交通安全教室を開催	
	31日 (金) 幼児交通安全教室	第5保育所	年長児を対象に、交通安全パネルシアターを活用するなど、正しい道路の歩き方や横断方法について、参加・体験型交通安全教室を開催	

日時	実施事業	場所	内容	期間
6月	3日 (月) 「横断歩行者の交通事故防止一斉啓発日」街頭啓発活動	向日町ショッピングセンター前	買い物客等を対象に、啓発チラシ、物品を配布して啓発活動を実施	
	6日 (木) 幼児交通安全教室	あひるが丘こども園	年長児を対象に、交通安全パネルシアターを活用するなど、正しい道路の歩き方や横断方法について、参加・体験型交通安全教室を開催	
	7日 (金) 幼児交通安全教室	第1保育所	年長児を対象に、交通安全パネルシアターを活用するなど、正しい道路の歩き方や横断方法について、参加・体験型交通安全教室を開催	
	13日 (木) 幼児交通安全教室	レイモンド向日保育園	年長児を対象に、交通安全パネルシアターを活用するなど、正しい道路の歩き方や横断方法について、参加・体験型交通安全教室を開催	
	24日 (月) 幼児交通安全教室	第6保育所	年長児を対象に、交通安全パネルシアターを活用するなど、正しい道路の歩き方や横断方法について、参加・体験型交通安全教室を開催	
	28日 (金) 幼児交通安全教室	まこと幼稚園	年長児を対象に、交通安全パネルシアターを活用するなど、正しい道路の歩き方や横断方法について、参加・体験型交通安全教室を開催	
7月	1日 (月) 「横断歩行者の交通事故防止一斉啓発日」街頭啓発活動	調整中	実施方法等調整中	夏の 故 防 止 府 民 運 動
	19日 (金) 「夏の交通事故防止府民運動」街頭啓発活動	寺戸町寺田ゾーン30周辺	買い物客・通行人等を対象に、啓発チラシ・物品を配布して、啓発活動を実施	
	26日 (金) 「自転車安全利用推進日」街頭啓発活動	調整中	実施方法等調整中	
8月	1日 (木) 「横断歩行者の交通事故防止一斉啓発日」街頭啓発活動	調整中	実施方法等調整中	
	15日 (木) 「高齢者の交通事故防止推進日」街頭啓発活動	調整中	実施方法等調整中	
	19日 (月) 「バイクの日」街頭啓発活動	調整中	二市一町合同で実施予定	

日時		実施事業	場所	内容	期間
8月	23日 (金)	「自転車安全利用推進日」街頭啓発活動	調整中	実施方法等調整中	秋の全国交通安全運動
	下旬	「子どもの交通事故防止推進日」子ども見守り活動	各小学校の通学路及び危険箇所	通学時間帯において、通学児童に対する「声かけ」等、「子ども見守り」活動を実施	
9月	2日 (月)	「横断歩行者の交通事故防止一斉啓発日」街頭啓発活動	調整中	実施方法等調整中	秋の全国交通安全運動
	3日 (火)	幼児交通安全教室	もづめこども園	年長児を対象に、交通安全パネルシアターを活用するなど、正しい道路の歩き方や横断方法について、参加・体験型交通安全教室を開催	
	19日 (木)	幼児交通安全教室	ニチイキッズ洛西口保育園	2歳児を対象に、交通安全パネルシアターの活用や、遊びを取り入れた交通安全教室を開催	
	21日 (土)	「秋の全国交通安全運動」スタート式	ヌヴォトンテクノロジージャパン株式会社敷地内	二市一町合同で実施予定	
	27日 (金)	「自転車安全利用推進日」街頭啓発活動	物集女町「中海道交差点」及び京都市西京区洛西地域	自転車利用の高校生を重点対象に、隣接の西京警察署等関係機関・団体と協同で、ハンドプレート等を活用して、啓発活動を実施	
	30日 (月)	「交通事故死ゼロを目指す日」街頭啓発	調整中	実施方法等調整中	
10月	1日 (火)	「横断歩行者の交通事故防止一斉啓発日」街頭啓発活動	調整中	実施方法等調整中	
	8日 (火)	幼児交通安全教室	さくらキッズ保育園	2歳児を対象に、交通安全パネルシアターの活用や遊戯などを取り入れた交通安全教室を開催	
	15日 (火)	「高齢者の交通事故防止推進日」街頭啓発活動	調整中	実施方法等調整中	
	25日 (金)	「自転車安全利用推進日」街頭啓発活動	調整中	実施方法等調整中	
11月	1日 (金)	「横断歩行者の交通事故防止一斉啓発日」街頭啓発活動	調整中	実施方法等調整中	

日時		実施事業	場所	内容	期間
11月	22日 (金)	「自転車安全利用推進日」街頭啓発活動	調整中	実施方法等調整中	
	2日 (月)	「年末の交通事故防止府民運動」街頭啓発活動	マツモト向日店及びコーナンPRO	実施方法等調整中	年末の交通事故防止府民運動
12月	2日 (月)	幼児交通安全教室	向陽幼稚園	年長児を対象に、交通安全パネルシアターを活用するなど、正しい道路の歩き方や横断方法について、参加・体験型交通安全教室を開催	
	4日 (水)	幼児交通安全教室	成安幼稚園	年長児を対象に、交通安全パネルシアターを活用するなど、正しい道路の歩き方や横断方法について、参加・体験型交通安全教室を開催	
	13日 (金)	「高齢者の交通事故防止推進日」街頭啓発活動	調整中	実施方法等調整中	
	27日 (金)	「自転車安全利用推進日」街頭啓発活動	調整中	実施方法等調整中	
令7年 1月	上旬	子どもの交通事故防止推進日「子供見守り活動」	各小学校の通学路及び危険箇所	通学時間帯において、通学児童に対する「声かけ」等、「子ども見守り」活動を実施	
2月	上旬 ～ 下旬	就学前児童交通安全教室	保育所等	開催方法等未定	
3月	下旬	「自転車の安全利用」に係る啓発用チラシの配布	明徳高校、成章高校、洛西高校	京都市西京区洛西地域の高校に対して、自転車の安全利用に係る啓発チラシを配布	

○ 重点項目の取組

- ① 子どもの交通事故防止対策
- ・ 向日町警察署、乙訓地域交通安全活動推進委員協議会、各保育所（園）・幼稚園・小学校・中学校等関係機関・団体と連携した、参加・体験型交通安全教室の開催
 - ・ 「子どもの交通事故防止推進日」（小学校の始業日（各学期））における各小学校

- ・ P T A 役員等と連携した「子どもの見守り活動」の実施

② 高齢者の交通事故防止対策

- ・ 向日市高齢者運転免許証自主返納支援協賛事業の継続・促進
- ・ 向日市運転免許証自主返納支援事業の継続・促進
- ・ 向日町警察署、乙訓地域交通安全活動推進委員協議会等関係機関・団体と連携した老人クラブ、老人福祉センター等における啓発活動の実施並びに交通安全教室の開催

③ 歩行者の交通事故防止対策

向日町警察署、乙訓地域交通安全活動推進委員協議会等関係機関・団体と連携した

- ・ 横断歩道における横断歩行者優先等安全運転意識向上のための街頭啓発活動の実施
- ・ 道路を渡るときは横断歩道を利用する、信号機のない横断歩道を横断するときは、「合図横断」に心掛けるなど、交通マナーの実践のための街頭啓発活動の実施

④ 自転車の交通事故防止対策

- ・ 向日町警察署、乙訓地域交通安全活動推進委員協議会、各小学校・中学校・高等学校等関係機関・団体等と連携した、幅広い年代を対象とした自転車の安全利用推進に係る自転車免許教室、自転車安全運転教室等の開催
- ・ 向日町警察署、乙訓地域交通安全活動推進委員協議会等関係機関・団体と連携した、新しい「自転車安全利用五則」や「自転車損害賠償責任保険等の加入義務」、「同乗未就学児のヘルメット着用義務」、「自転車乗車時のヘルメット着用努力義務」の確実な履行に向けた街頭啓発活動の実施

○ 迷惑駐車・放置物件対策

放置自転車対策

- ・ 自転車等の放置防止対策として、定期的な市内巡回による放置自転車等に対する警告・通知の実施
- ・ 放置禁止区域（阪急電鉄東向日駅周辺・西向日駅周辺・洛西口駅周辺及びＪＲ向日町駅周辺）における放置自転車の撤去（年間24回予定）

○ 交通安全対策事業への協力、参加等

- ① 向日町警察署等が開催・実施する交通安全対策事業への積極的な参加・協力
- ② 警察署や交通安全関係機関・団体が開催する会議・研修会等への積極的な参加
- ③ 各推進委員の所属団体と連携した、地域における交通安全啓発活動の実施
- ④ 各種団体や地域等に対する交通安全イベントへの参加呼びかけ

令和5年中 向日市の交通事故

資料4

1 交通事故発生状況

◇ 市内の発生状況

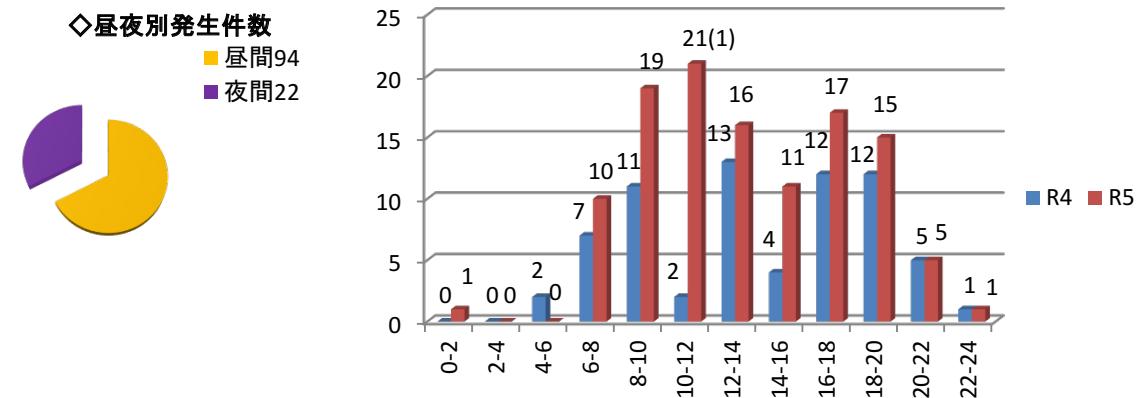
数 \ 年	令和4年	令和5年	前年対比	令和5年3月末日	令和6年3月末日	同期対比
発生件数	69	116	47	31	40	9
死者数	0	1	1	0	0	0
負傷者数	75	128	53	33	44	11

※ 令和5年中は死亡事故1件が発生するとともに、発生件数及び負傷者数が増加した。

数 \ 年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	過去10年の平均値
発生件数	233	183	179	169	140	119	71	66	69	116	134.5
死者数	1	1	0	1	3	0	2	0	0	1	0.9
負傷者数	295	209	204	192	175	145	74	81	75	128	157.8

※ 令和5年中の負傷者数128人のうち33人は高齢者であった。

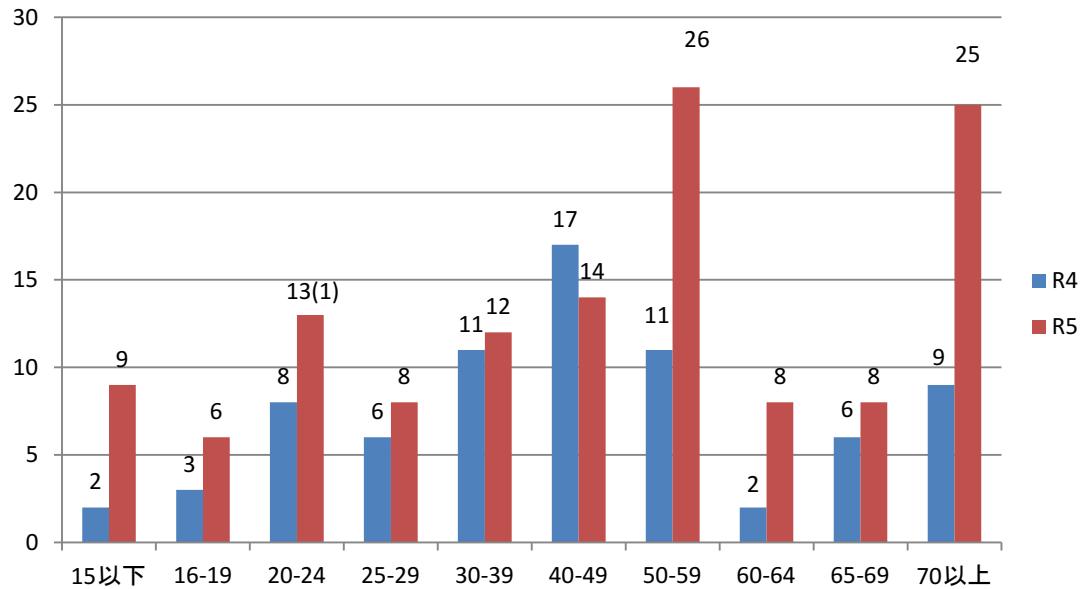
2 発生時間



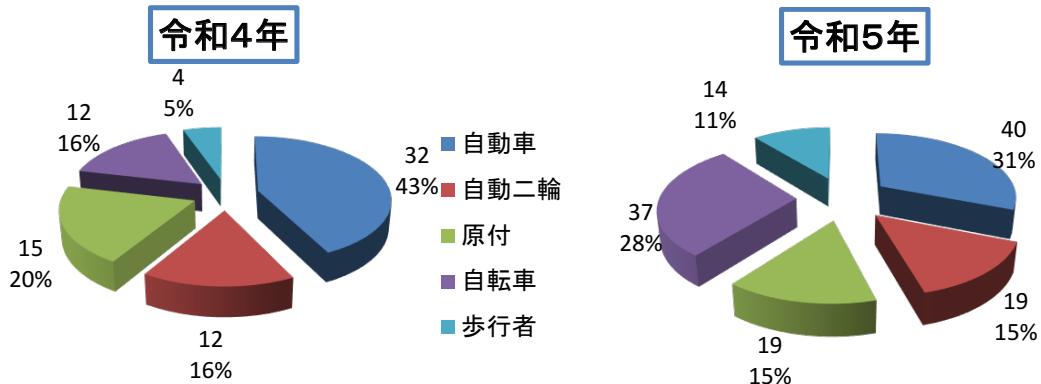
◆ 昨年は、6～20時までの時間帯に事故が多く発生している。

3 事故当事者

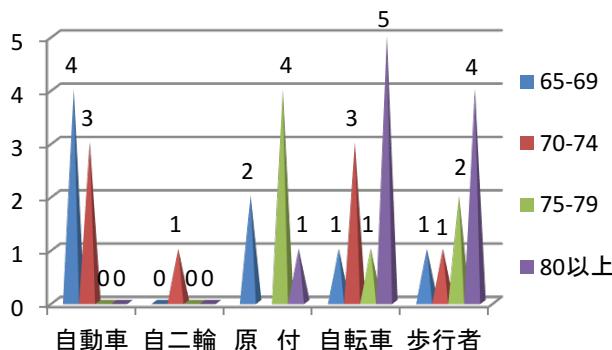
◇ 年齢層別の負傷者数 () は死者数



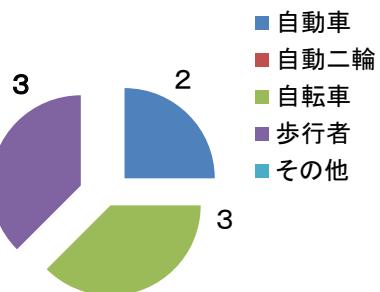
◇ 状態別の負傷状況一覧(令和4年・令和5年)



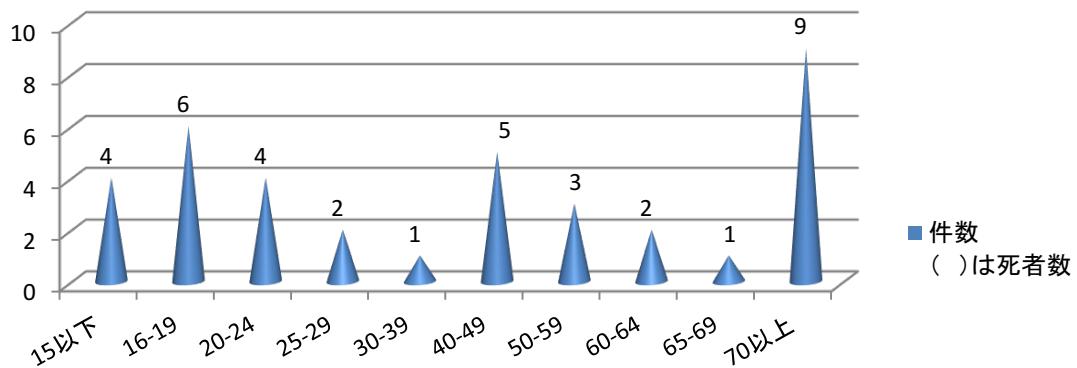
◇ 高齢者の年齢別・状態別死傷者数 ()は死者数



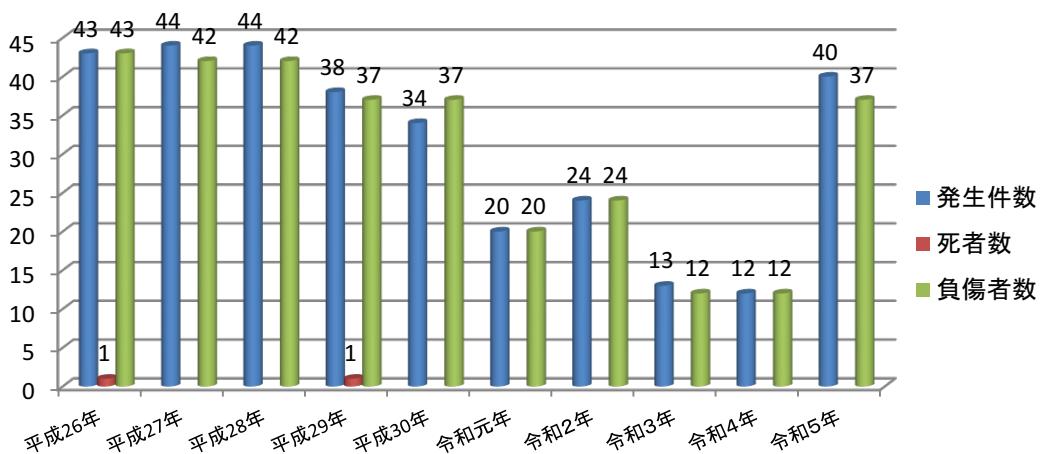
◇ 子ども(中学生以下)の状態別負傷者数



◇ 令和5年中の年齢別自転車事故死傷者数



◇ 過去10年間の自転車事故件数



向日市交通対策協議会規約

(名称)

第1条 この会は、向日市交通対策協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、向日市における安全かつ円滑な道路交通を確保するため、関係行政機関及び民間団体と緊密な連絡調整を図り、交通諸問題について、総合的かつ効果的な交通対策を推進することを目的とする。

(協議事項)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 交通安全思想の高揚に関すること。
- (2) 交通安全運動及び交通安全教育に関すること。
- (3) 交通安全に係る調査・研究に関すること。
- (4) その他目的達成に必要な事項

(委員)

第4条 協議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する委員をもって組織する。

- (1) 関係行政機関の職員
- (2) 各種団体の代表者
- (3) 市職員
- (4) その他市長が適当と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任することを妨げない。

3 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 2名
- 2 会長は、向日市長をもって充てる。
- 3 副会長は、向日市副市長をもって充てるほか、委員の互選により選ばれた者とする。
- 4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐する。

6 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する副会長がその職務を代行する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下単に「会議」という。）は、毎年度1回以上会長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(推進委員)

第7条 協議会に推進委員を置く。

2 推進委員は、委員が推薦し、市長が委嘱又は任命する。

3 推進委員の会議（以下「推進委員会」という。）は、必要に応じて会長が招集する。

4 推進委員会は、次に掲げる事項を行う。

(1) 協議事項に関する調査研究及び連絡調整

(2) 協議会で決定した事項の執行

5 推進委員会は、事務局が進行する。

(臨時委員)

第8条 市長は、特定の事項について協議するため必要があると認めるときは、臨時委員を委嘱し、協議会に出席を求めることができる。

2 前項の臨時委員の任期は、同項の特定の事項の協議が終了するまでとする。

(事務局)

第9条 協議会の事務局は、向日市都市整備部まちづくり推進課に置く。

2 事務局長は、都市整備部長をもって充てる。

3 事務局長は、会長の命を受けて、協議会の事務を掌理する。

(補則)

第10条 この規約に定めのない事項で協議会の運営に必要な事項は、会長が定める。

附 則

1 この規約は、平成17年8月11日から施行する。

2 向日市交通対策協議会規約（昭和48年5月15日）は、廃止する。

附 則

1 この規約は、平成30年7月1日から施行する。

1 この規約は、令和5年10月1日から施行する。